

秋田市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月9日

秋田市長 沼谷 純

1 指定納付受託者の名称および所在地

アソビュー株式会社

東京都品川区大崎一丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8

F

2 指定納付受託者に納付させる歳入

会計	款	項	目	節	細節
08 大森山動物園会計	01 使用料及び手数料	01 使用料	01 動物園使用料	01 動物園入園料	01 動物園入園料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和8年2月27日

4 指定納付受託者を指定する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで